

近畿農政局優良工事等の選定基準

1. 工事にあつては、その施工に当たっての「土木工事施工管理基準及び土木工事施工管理基準実施要領」（昭和49年4月23日付49構改D第377号（設）号農村振興局長通知）に基づく施工管理が特に優れていること。業務にあつては、技術的内容が特に優れていること。
又、地域貢献活動にあつては、その内容が特に優れていること。
2. 工事及び業務にあつては、近畿農政局長が定める工事成績評定要領等に基づく「工事成績書」又は「業務成績書」の総合評点が高位であること。地域貢献活動にあつては、その内容が事業や地域社会に与える貢献度が大きいと認められること。
3. 当該推薦時点の前2年間（前々年度10月1日から当該年度9月30日まで）において「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通知）に基づきに定められている「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」その他同種の要領による地方農政局長（北海道開発局長及び沖縄総合事務局長を含む）の指名停止（指名停止通知日）を受けた受注者は局長表彰対象としないこと。
当該推薦時点の前2年間（前々年度10月1日から当該年度9月30日まで）において他局において指名停止（指名停止通知日）を受けた受注者の工事は農林水産大臣表彰者及び農村振興局長表彰者への推薦は行わないものとする。
業務についてもこれに準ずるものとする。
なお、共同企業体の場合、1社でも指名停止を受けている場合は同様に扱うものとする。
また、地域貢献にあつては、当該推薦時点の前2年間を当該公募開始時点の前2年と読み替えるものとする。
4. 工事及び業務の選定に当たっては、工事等の技術的難易度、規模、重要性、創意工夫、低コスト工法の提案等について考慮するとともに、当該工事等の受注者の他の工事等における「工事成績書」又は「業務成績書」をも参考にすること。
なお、業務の場合、表彰後業務内容に変更が生じないものを選定すること。
また、地域貢献活動の選定に当たっては、過去及び現在、受注した工事等に関連した受益地域内において行われている造成施設の保全管理活動、農地・農業用水等の資源保全活動、農村環境保全活動、地域防災活動、住民参加直営施工等の地域活動（以下「農業農村整備関連活動」という。）又は管内において行われた地域農産物消費拡大等活動で第三者と連携した活動（以下「地域農産物消費拡大等活動」という。）に積極的に参画・支援を行い、受益者及び地域社会から地域に貢献していることが認められ、高い評価を得た活動を選定するとともに、受注した工事等の「工事成績書」又は「業務成績書」をも考慮すること。
5. 同じ受注者が受注した2件以上の工事等が選定された場合は、優良な1件とする。
また、当該推薦時点の前2年間の表彰経験のない受注者を優先する。

6. 近畿農政局における選定件数は、次のとおりとする。
- (1) 工事及び業務については、発注件数の5%程度とする。
 - (2) **地域貢献活動**については、**農業農村整備関連活動及び地域農産物消費拡大等活動**で各1件程度とする。
7. 工事は、各々の評定点が75点以上で、かつ評価点合計が80点以上であること。

※ 地域貢献活動に関する部分を**太文字**で表示しています